

# 中野市地球温暖化防止実行計画

令和3年2月

中野市

# 目 次

<b>第 1 章 計画策定の背景</b> .....	<b>1</b>
1 地球温暖化とは .....	1
2 温室効果ガスについて .....	1
3 地球温暖化の影響 .....	1
4 計画策定の趣旨 .....	2
<b>第 2 章 計画の概要</b> .....	<b>3</b>
1 目的 .....	3
2 期間 .....	3
3 対象とする温室効果ガス .....	3
4 事務・事業の範囲について .....	3
<b>第 3 章 温室効果ガスの削減目標</b> .....	<b>4</b>
1 温室効果ガスの排出状況 .....	4
2 削減目標 .....	5
<b>第 4 章 目標達成に向けた取り組み</b> .....	<b>6</b>
1 具体的な取り組み内容 .....	6
<b>第 5 章 計画の推進</b> .....	<b>8</b>
1 推進体制 .....	8
2 計画の見直し、実施状況の公表 .....	9

---

# 第1章 計画策定の背景

---

## 1. 地球温暖化とは

地球は、太陽からの熱（エネルギー）で暖められています。その熱は、地表で反射するなどして宇宙に放出されますが、地球の表面には窒素や酸素、二酸化炭素などの大気を取り巻いており、特に二酸化炭素などの温室効果ガスは宇宙に放出される熱を吸収し、地球の表面に戻すことで地球の平均気温は 14℃程度に保たれています。もし、温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス 19℃になるといわれています。

しかし、近年の人間活動により大量の温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地表で反射された熱の吸収量が増えています。その結果、地球の気温が上昇しています。

このように地球規模で気温が上昇していることを地球温暖化といいます。

## 2. 温室効果ガスについて

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定される温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の七種類です。特に二酸化炭素は、排出される温室効果ガスの7割以上（二酸化炭素換算）を占めています。また、二酸化炭素の吸収源である森林が減少していることもあり、年々増加傾向にあるため、排出量の削減が重要となっています。

ガスの種類	主な発生源・用途
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	化石燃料（石油・石炭等）の燃焼など
メタン（CH <sub>4</sub> ）	稲作、家畜の腸内発酵など
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	燃料の燃焼など
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒など
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造など
六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	電気の絶縁体、半導体洗浄など
三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体の製造など

## 3. 地球温暖化の影響

気象庁「気候変動監視レポート 2019」によると、世界の年平均気温は、100年あたり、0.74℃の割合で上昇しており、日本の年平均気温についても、100年あたり 1.24℃の割合で上昇しているとしています。

このまま地球温暖化が進むと異常気象の増加や、海面上昇による土地の喪失、水資源の枯渇、漁業や農業への悪影響、森林火災の増加など、私たちの生活に深刻な被害をもたらす可能性が指摘されています。

## 4. 計画策定の趣旨

1997年（平成9年）に地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。これを受けて「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年（平成10年）に施行され、地方公共団体は、事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減及び吸収作用の保全、強化のための措置に関する計画を策定することが義務付けられました。

また、2016年（平成28年）に発効した「パリ協定」では主要排出国であるすべての国が、自国の事情に合わせた温室効果ガス（GHG）の削減・抑制目標を策定することとなっており、日本においても、中期目標として2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度（平成25年度）の水準から26%削減することが目標として定められました。

中野市では、中野市環境基本条例に基づき策定した「中野市環境基本計画」が目指す『豊かなふるさとを共に作るまちなかの』を実現するため、環境保全に関する様々な取り組みを行ってきました。

地球温暖化に対する取り組みについては、平成18年3月に「中野市地球温暖化防止実行計画」（第一次）を策定し、二酸化炭素の排出抑制を重点に取り組みを始めており、平成23年2月には第二次、平成28年2月には第三次計画を策定し、取り組みの強化を図っています。

このたび「中野市地球温暖化防止実行計画」（第三次）の計画期間（平成28年度から平成32年度）が終了することから第4次計画を新たに定めるものです。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

- |   |
|---|
| <p>第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。</p> <p>10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。</p> |
|---|

---

## 第2章 計画の概要

---

### 1. 目的

中野市では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、平成 28 年 2 月に「中野市地球温暖化防止実行計画」（以下「前計画」という。）を策定し、環境保全、温室効果ガスの排出削減等により地球温暖化対策を推進してきました。

今回、前計画の期間（平成 28 年度～32 年度）が満了を迎えることから、新たな実行計画を策定し、更なる温室効果ガス排出削減の取り組みを図り、地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでいくものです。

### 2. 期間

計画の期間は、令和元年度を基準年度として、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とします。

### 3. 対象とする温室効果ガス

法律に規定されている温室効果ガスは、第 1 章の 2 で示した 7 種類ですが、温室効果ガスの総排出量の算定対象とするガスは環境省の算定方法ガイドラインにおいて、三ふっ化窒素以外の 6 種類とされています。

そのうち本計画の対象とする温室効果ガスは、排出量の大部分を占める二酸化炭素のみとし、その他 5 種類のガスについては、算定に必要な情報を集める体制を構築していきます。

### 4. 対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、市が直接行っている事務及び事業と、市が保有する施設（指定管理者制度施設を含む）とします。

また、本計画策定以降に新設される施設については、次期見直し時に反映させるものとしませんが、それらの施設においても、この計画に基づく温室効果ガスの排出削減に向け取り組むこととします。

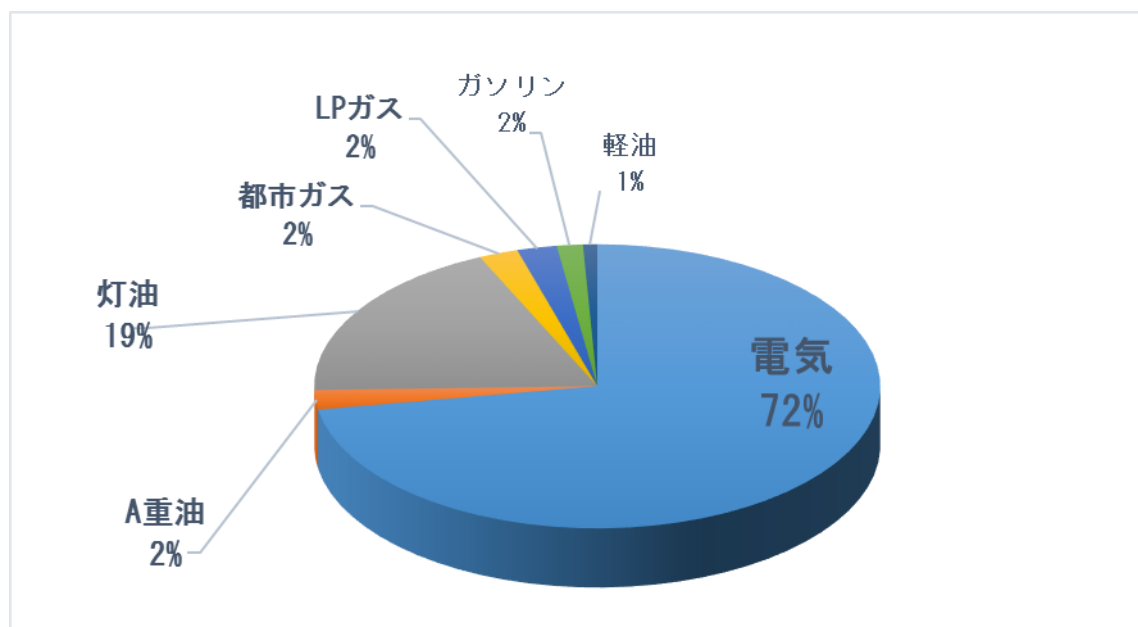
## 第3章 温室効果ガスの削減目標

### 1. 温室効果ガス(二酸化炭素)の排出状況

基準年度（令和元年度）の市の事務・事業における二酸化炭素の排出量は以下のとおりです。

排出要因	活動量	排出係数 (令和元年度分報告)	二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
電気の使用	14,392,516 kWh	-	6,072,894
A重油の使用	68,400 ㍓	2.71 kg-CO <sub>2</sub> /㍓	185,364
灯油の使用	627,455 ㍓	2.49 kg-CO <sub>2</sub> /㍓	1,562,362
都市ガスの使用	84,622 m <sup>3</sup>	2.23 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	188,707
LPGの使用	63,521 kg	3.00 kg-CO <sub>2</sub> /kg	190,563
ガソリンの使用	53,916 ㍓	2.32 kg-CO <sub>2</sub> /㍓	125,085
軽油の使用	26,374 ㍓	2.58 kg-CO <sub>2</sub> /㍓	68,045
合計	—	—	8,393,020

### 二酸化炭素の排出割合(令和元年度)



## 2. 削減目標

二酸化炭素排出量の削減目標は、計画期間である5年間に毎年1%以上の削減を行うこととして算出し、「令和7年度において市の事務・事業に伴い排出される二酸化炭素の総排出量を令和元年度比で6%削減する」とします。



排出要因	令和元年度 実績活動量		令和7年度 目標活動量〈参考〉
電気の使用	14,392,516 kWh	➔	13,528,965 kWh
A重油の使用	68,400 ㍓		64,296 ㍓
灯油の使用	627,455 ㍓		589,807 ㍓
都市ガスの使用	84,622 m <sup>3</sup>		79,544 m <sup>3</sup>
LPGの使用	63,521 kg		59,710 kg
ガソリンの使用	53,916 ㍓		50,681 ㍓
軽油の使用	26,374 ㍓		24,791 ㍓

---

## 第4章 目標達成に向けた取り組み

---

### 1. 具体的な取組内容

#### (1) 電気使用量の削減

- ・ 始業前、昼休み、時間外の消灯を徹底します。
- ・ 使用していない会議室等の消灯を徹底します。
- ・ 電気機器等の節電対策への取り組みを徹底します。
- ・ 一斉退庁日を設定し、時間外の電気使用量を削減します。
- ・ エアコンを適正温度で運転します。
- ・ エレベーターを適正に利用します。
- ・ O A 機器等は省エネタイプの積極導入を検討します。
- ・ 照明機器は高効率タイプの積極導入を検討します。
- ・ 自然・再生可能エネルギー設備の積極導入を検討します。

#### (2) 燃料使用量の削減

- ・ 冷暖房機は適正運転します。
- ・ クールビズ、ウォームビズの取り組みを徹底します。
- ・ カーテンやブラインドなどを効果的に使用します。
- ・ ボイラー等を適正に運転します。
- ・ 自然・再生可能エネルギー設備の積極導入を検討します。

#### (3) 公用車使用の適正化

- ・ アイドリングストップなどエコドライブの取り組みを徹底します。
- ・ カーエアコンを適正に利用します。
- ・ 公共交通機関を積極的に使用します。
- ・ 近距離の移動は、徒歩又は自転車を活用します。
- ・ 業務上可能な場合は相乗りを、進めます。
- ・ 不要な積載物を載せないため、公用車内の整理整頓をします。
- ・ 低公害車など次世代自動車の積極導入を検討します。



#### (4) 紙使用量の削減

- 両面コピー・縮小コピーを徹底します。
- ミスコピーの防止を心がけます。
- 書類を適正量で印刷します。
- 伝票等は、スキャナーなどを活用して、データ保管します。
- 庁内LANなどを活用して、ペーパーレス化を図ります。

#### (5) 水道使用量の削減

- 洗車時を含み、水道水の節約を徹底します。
- 洗車や散水は、効率的に実施します。
- 雨水等は、有効に活用します。

#### (6) 廃棄物の減量化及び再資源化

- 適正分別を徹底し、再資源化を推進します。
- 古封筒等は再利用を行います。
- マイ箸・マイカップを利用します。

#### (7) 市民・事業者との連携

- 事業者が環境に関する規格などを取得する際の支援を行います。
- 公共交通機関の利用促進や効率的な運用を検討します。
- 市の施設利用者に対しても、節電等に対して協力を要請します。
- 公共施設、公園、街路樹、住宅及び事業所の緑化を奨励します。

---

## 第5章 計画の推進

---

### 1. 推進体制

本実行計画を推進していくため、職員一人ひとりが地球温暖化防止に対する自覚と努力が必要です。

また、組織的な取り組みを進める体制は次のとおりとします。

#### 【市長】

実行計画の総括責任者として、実行計画の決定、計画の見直しの決定を行います。

#### 【エネルギー管理統括者】

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という）で規定されているエネルギー管理統括者（くらしと文化部長）は、実行計画を推進していくために必要な取り組みの指導・指示、対象範囲全体の管理統括を行います。

#### 【エネルギー管理企画推進者】

省エネ法で規定されているエネルギー管理企画推進者（環境課長）は、エネルギー管理統括者を実務面で補佐するとともに、専門的な知識から対象範囲全体のエネルギー管理を行います。

#### 【各部長等】

各部長等は、部等内における実行計画を推進するための取り組みの指導・指示、進捗状況の確認を行います。

#### 【各課長等及び出先機関の長】

各課長等及び出先機関の長は、各所属職員が、実行計画を推進していくための取り組みを実施し、推進するよう指導・指示を行います。

#### 【各職員】

市の事務・事業に従事する全ての職員は、地球温暖化の仕組み、影響を理解し、地球温暖化防止及び実行計画の目標達成のため積極的に取り組み事項を実践します。

#### 【事務局】

くらしと文化部環境課に事務局を置き、実行計画を推進するために必要な事務を行います。

また、各課等の所管施設のエネルギー使用量を取りまとめ、国及び県に報告するとともに、市民に公表します。

## 2. 計画の見直し、実施状況の公表

### (1) 職員研修の実施

職員研修や、新人研修を活用して、地球温暖化問題等に関する研修を実施していきます。また、地球温暖化問題に関するシンポジウムなどへ、職員が積極的に参加することが出来るようにするため、情報の提供をしていきます。

### (2) 実行計画の見直し

市の事務・事業の動向や取り組み状況、施設の新設などを踏まえ、必要に応じ計画の内容の見直しを行います。

### (3) 実行計画、進捗状況等の公表

実行計画の策定、変更、進捗状況及び点検結果等については、市のホームページにより公表していきます。

中野市地球温暖化防止実行計画  
策定：令和3年2月

〒383-8614 中野市三好町1-3-19

中野市 暮らしと文化部 環境課

電話 0269-22-2111（内線 247）

FAX 0269-22-5923

<http://www.city.nakano.nagano.jp/city/kankyo/>